## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

抗告人主張の抗告の理由は、抗告人は、東京地方裁判所昭和三〇年(ケ)第九一四号不動産競売事件において本件建物(原決定目録記載のもの)を競落し競落代金を完済し、所有権を取得したが、A、B、C、株式会社自然科学研究所は本件建物を占有しておつて抗告人え引渡さないから、原裁判所にたいして民訴法第六八七条によつて不動産引渡命令を申立てたところ、原裁判所は申立を却下した、しかし右四名の者は競売開始決定による不動産差押の効力が生じた後に右建物の占有をはじめた第三者であるから同人らにたいして前記民訴法の規定によつて建物引渡命令を発することができるはずであるから、原裁判所が抗告人の申立を却下したのは不当であるというのである。

これにたいする当裁判所の判断はつぎのとおりである。

金銭債権についての強制執行としての不動産競売および抵当権実行のためにする 競売における換価手続において、所有権を取得した者すなわち競落人にたいして は、対抗要件たる所有権取得登記を得しめるはもちろん、所有者の権能として当然 行い得べき占有をもめんどうな手数をかけずに得させることが競売の目的達成のた めに望ましいことである。

るでないと競買申出をする者も少くなるだろうし、競買申出の価額もいよいによるであろうことはみやすいところである。これが民訴法第六八一条の引達成の制度が設けられたわけであると解せられる。そこでこの命令は競売の目的達成のために望ましいところであることから、競売手続のつけたりの手続として競売あられる。その判断はめつたにまちがわないという場合でおればならない。かような制約を頭において競売裁判所が引渡を命じ得べき占有者の後、不動産の所有者またはそれらの一般承継人が競落へのおければならない。いうまでもないことながら、競落人の所有権取得の後不動産の所有者な場合には、これらの者は従前の占有権原をうしなつたのである。したである。したの者に所有権を取得して占有の権原を有するにいたつた競落人に調査を必要としないところである。

右のような義務者が任意に義務を履行しない場合に、裁判所は簡易迅速に、当該競売手続中において、競落人をして占有を得しめる処置を講じ得るものとなるはまことに相当であつて、民訴法第六八七条による引渡命令は、強制執行における債務者抵当不動産の競落当時の所有者にたいして発し得べく、なお、これらの一般承継人も簡易に調査認定し得るものであるから、これにたいしても、発し得べきものと解するは相当である。

以上のようなわけで、本件抵当不動産の所有者として競売手続を受けた者でも、 またその一般承継人でもないこと抗告人みすから認めるところの前記Aら四名にた いする引渡命令を求める抗告人の申立はゆるすべきものでない。

これと同趣旨の原決定は正当であるから抗告を理由ないものとし主文のとおり決

定する。 (裁判長判事 藤江忠二郎 判事 谷口茂栄 判事 満田文彦)